

## 第55回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年12月23日

○太田議長 それでは、定刻になりましたので、会議を開催いたします。本日は、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第55回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

それでは、本日の議事と配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 本日もよろしくをお願いいたします。早速ではございますが、まず議事次第を御覧いただきたいと思います。本日は、大きく2つ、細かくは3つの議事がございます。1つ目は児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく施策の実施状況に関する検証・評価、2つ目は、第5次計画についてです。配付資料ですが、資料1-1から1-5までが議題1、資料2が議題2のうち参考指標に関する資料、資料3-1から3-3までが議題2のうちパブリックコメントないしこれを踏まえた計画案文の修正に関する資料となっております。

○太田議長 それでは、議題の1に入りたいと思います。まずは事務局から、検証・評価の位置付けについて、説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず、児童買春・児童ポルノ禁止法に関する検証・評価の根拠について申し上げます。平成26年に、いわゆる児童買春・児童ポルノ法が改正されました。その際、法16条の2において、こども家庭審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、定期的に検証及び評価を行うものとする定められました。以降、犯罪被害者等推進会議、現在行っているこの会議はその補佐会議になりますが、その推進会議では5年に一度の犯罪被害者等基本計画の改定に併せ、同法に基づく検証・評価を行ってまいりました。

他方、平成29年以降は、約5年ごとに犯罪対策閣僚会議において児童ポルノ法を含めて子供の性被害防止プランと題する児童の性的搾取等に係る対策全体についての基本計画が取りまとめられております。現在は、こども家庭庁が毎年そのフォローアップを行っており、これに関しては資料1-2に、その内容がございます。

このような経緯等を踏まえて当会議で行った前回の検証・評価では、子供の性被害防止プランの施策の中から、法16条の2を見据えつつ、幅広く施策を抜き出し、その実施状況を検証・評価の対象として御議論いただき、取りまとめを行いました。

今回も同様の進め方を想定し、検証・評価の対象として、資料1-3を作成しております。これにつきましては、事前に構成員の皆様方から御質問を頂戴し、その内容を資料1-4にまとめております。後ほど各府省庁から回答を申し上げます。

なお、資料1-1は児童ポルノ事犯の現状でございまして、御議論の際の参考としていただくものでございます。また、法16条の2においては、こども家庭審議会においても検証・評価をすべきとされておりますところ、資料1-5は、その現状についての資料となっております。

○太田議長 今の事務局の説明に対して御意見、御質問等はございますでしょうか。特になければ、当会議における検証・評価の方法については、事務局の説明どおりに進めたいと思います。

それでは、配付資料がございまして。まずは児童買春・児童ポルノ事案の現状について、警察庁から説明をお願いいたします。

○警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長 少年保護対策室の渡部でございます。

資料1-1でございまして。1枚おめくりいただきまして1ページ目、まず児童の性被害の現状についてお話いたします。最初のグラフですが、児童買春や不同意性交事犯の検挙件数をまとめたものになります。2年連続で増加してございまして、過去10年では最多となっている状況でございまして。

次のグラフは、児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数をまとめたものになります。いずれも2年連続で減少してはいますが、全体としては高い水準で推移していると捉えているところでございまして。

1枚おめくりいただきまして3ページ目、次のグラフは児童ポルノ事犯の検挙人員を年代別に色分けしたものになります。児童ポルノといいますが、成人の小児性愛者によるものと思われがちでございまして、実は被害者と同年代の児童が加害者としては最も多いというような現状になっております。

おめくりいただきまして4ページ目、こちらの表は令和5年に新設されました面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反についてまとめたものになっております。面会要求等は16歳未満の性被害を未然に防止するために、実際の性被害に至る前の段階の行為を処罰するために新設されたものでございまして。これによって従来は検挙することができなかった被疑者を検挙することができるようになったこと、それと、被害に遭う前の保護活動が可能になるといった効果があったと捉えています。性的姿態撮影等処罰法につきましては、駅での盗撮など従来は各県の条例で検挙されていた、「ひそかに撮影」というものが大半を占めているところでございまして。

おめくりいただきまして5ページ目、次のグラフはSNSに起因する事犯の被害児童数をまとめたものになります。令和6年の被害児童数は1,486人で、5年連続で減少してはおりますけれども、依然として高い水準で推移しているところでございまして。その要因の1つとしましては、児童のスマートフォン利用率が増加している一方でフィルタリングの利用は十分と言えないということも影響していると考えております。

おめくりいただきまして6ページ目でございまして。次のグラフは、SNSに起因する事

犯のうち、重要犯罪等の被害児童数を示したものになります。前年からほぼ倍増しており、特に不同意性交と不同意わいせつは、ともに前年から3倍と、大幅に増加をしております。これは令和5年の刑法改正によって、以前の強制わいせつや準強制わいせつといった罪に当たる行為が見直されたこと、あるいは性交について自由意思で同意できる年齢を引き上げたことなどが影響していると考えられます。

おめくりいただきまして7ページ目、こちらはSNSに起因する事犯の学職別の被害児童数の推移をまとめたものになります。小学生の被害児童が近年増加しております。最近では初めて自分のスマホを持ち始める年齢が、10歳頃がボリュームゾーンになっているようですが、そういった便利で楽しいものを与えられる一方で、そのリスクや使い方については十分な知識を持ち合わせていないということが現状としてあるのではないかと考えております。

おめくりいただきまして8ページ目、この円グラフに関しましては、被疑者と被害児童が知り合うきっかけとなった投稿についてまとめたものになります。左側の円グラフでは、オレンジ色で示す全体の約7割の被害児童が、自らが最初に投稿したことをきっかけとして被害に遭っている状況が読み取れます。そのオレンジ色の部分の被害児童を投稿内容別に表したものが右側の円グラフになります。ピンクやオレンジ系の色で示しております「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」、「ゲーム配信」など一見犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿内容が約半数を占めている状況でございます。こうした自分が被害に巻き込まれる危険性があるとは認識していない児童の投稿に対して、被疑者が接触し、言葉巧みに誘導して被害に遭っているという実態が読み取れるところでございます。

最後のスライドでございます。警察庁における子供の性被害防止に向けた取組の紹介になります。業界団体や事業者との連携として、SNS事業者等の自主的な取組に対しまして、警察庁からは被害情勢の情報提供、あるいは他の事業者の取組の共有などの支援を行っております。また、ホテル、旅館等の宿泊業界団体に対する文書による協力要請や申入れを行っております。そして、オンラインゲームに起因する被害リスク、これを周知するための広報啓発資料の作成なども行っているところでございます。また、SNS上の不適切な書き込みについて、サイバーパトロールによって発見した援助交際の募集等の児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対しては、警察から被害防止に資するメッセージをリプライする注意喚起、警告活動を行っております。国際連携につきましては、毎年子供の性被害防止セミナーを開催し、外国機関、民間団体、関係省庁を対象として政府、警察による取組を広く国内外に紹介をしております。また、オンライン上の児童の性的搾取事犯の集中取締りに係る国際協同オペレーションにも参加をしているところでございます。

○太田議長 それでは、今御説明いただきました児童買春や児童ポルノ事犯の現状を踏まえました政府の取組について、こども家庭庁の説明をお願いいたします。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 資料1－2を御覧ください。平成29年4月の犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」を見直し、令和4年5月に決定された「子供の性被害防止プラン2022」に基づき、現在、関係省庁において施策を推進しているところでございます。以前のプランでは、6つの柱を定め、それぞれの具体的施策を掲げていたところでございますが、令和4年のプランでもこれを基本的に維持しつつ、各柱において今後も継続すべき施策に現在の情勢や課題を踏まえた施策を追加した形となっております。それぞれの柱について主な施策を御説明いたします。

この資料で申しますと、青の枠囲いの部分でございます。まず、1つ目の柱は、国民意識の向上や国際社会との連携の強化に関するものです。主な施策としては、2つ目の丸、児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないう、旅行者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施、また3つ目の丸、若年層の性暴力被害予防月間を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、JKビジネス等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知の推進がでございます。

それから、2つ目の柱は、被害に遭わないための児童及び家庭の支援に関するものです。主な施策としては、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切に教育などの推進がでございます。

おめくりいただきまして3つ目の柱、ツールや場所等に着眼した被害の予防・拡大防止対策の推進に関するものです。主な施策としては、2つ目の丸、SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討することや、4つ目の丸、被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等への情報提供などがございます。

4つ目の柱は、被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進に関するものです。主な施策としては、児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備の実施がでございます。

5つ目の柱は、被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生に関するものです。主な施策としては、1つ目の丸、矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進することや、2つ目の丸、刑事手続の終了後も地域社会において性犯罪者に介するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体等が連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進がでございます。

最後、6つ目の柱は、被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化に関するものです。主な施策としては、3つ目の丸、教育・保育施設等やこどもが活動する場所等に

において働く際に、性犯罪歴等について説明を求める仕組みの導入に向けた検討がござい  
ますが、これが想定しているのは日本版DBSでございまして、現在、来年末のこども性暴  
力防止法施行に向けた準備を進めているところでございます。4つ目の丸、児童が対象と  
なる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラ  
スメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に対する啓発等、防止に向  
けた取組の推進となってございます。

この「子供の性被害防止プラン2022」に基づきまして、こども家庭庁としては引き続き  
関係府省庁、関係団体等と緊密に連携して子供の性被害防止に努めてまいりたいと思っ  
ております。

なお、このプランに基づく施策の推進状況につきましては、毎年フォローアップを行い、  
公表しております。こども家庭庁のウェブサイトに掲載しておりますので、詳しくは、そ  
ちらを御覧いただければ幸いです。

○太田議長 こども家庭審議会においても、児童ポルノ法の16条の2第1項に基づく検証・  
評価が行われていると聞いております。その状況についても、説明をお願いできますでし  
ょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 資料1-5を御覧いただければと思いま  
す。先ほど警察庁の長官官房参事官から御説明があったとおり、児童買春・児童ポルノ禁  
止法第16条の2の規定に基づき、令和5年5月にこども家庭審議会社会的養育・家庭支援  
部会の下に、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会を  
設置しております。資料の背景のところの2つ目でございますが、令和3年3月に取りま  
とめられた検証・評価において、児童自立支援施設における心理担当職員を軸として、生  
活処遇に係るケアワーカー全体での入所児童の支援に係る業務実態等の把握の更なる推進  
が必要とされたことを踏まえまして、全国の児童自立支援施設、全58か所を対象に実態調  
査を実施いたしました。

その概要が2つ目の箱でございますが、調査の内容が2つございまして、1つ目が施設  
へのアンケート調査、これは各施設の施設長に対し、性被害及び性的画像・動画関連の被  
害児童の保護に関する施設としての取組状況を聞いたものでございます。2つ目が児童自  
立支援施設に勤務する職員に対するアンケート調査で、性被害及び性的画像・動画関連の  
被害児童の保護に関する取組についての現状認識を調査したものでございます。現在、専  
門委員会において、この調査結果を取りまとめるとともに、これにより把握した支援の実  
態や取組等について、今後の支援現場の対応向上にどのように生かしていくかというこ  
とを報告書として取りまとめることとしております。報告書が取りまとまり次第、公表さ  
せていただければと思います。

○太田議長 続きまして、被害児童の保護施策の実施状況につきまして、資料1-3の実  
施状況の一覧表に基づき、資料1-4のとおり構成員の皆様から多くの御質問をいただい  
ておりますので、関係府省庁の回答をお願いしたいと思います。

まずは警察庁からお願いいたします。

○警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長 資料1－4に基づいて御説明させていただきます。一番左のところに通し番号を振っておりますので、これに沿って御説明させていただきます。

まず、近藤構成員からいただいた児童ポルノ事犯の現状に関する質問についてお答えいたします。質問1、注意喚起の徹底についてですけれども、警察庁のホームページにおきまして、他人に個人情報を書き流さない、下着姿や裸の写真は撮らない、送らないというふう呼びかけるとともに、相談窓口を記載した広報啓発資料を制作しまして、各都道府県警察を通じた周知も図っているところでございます。また、脅されている児童には、1人で悩まずに信頼できる大人に相談するとともに、これらに記載されている相談窓口に連絡をしてほしいと思います。

次に、質問2及び3の警察庁の注意喚起、警告メッセージ画像の活用についてですけれども、資料にある3枚の画像のうち、右の画像はポスターとして過去に都道府県警察に配付し、また、依頼して駅構内に貼り出すなどしております。また、3枚の画像のうち、左の画像は、児童が自身の児童ポルノ画像の購入等を求めていると思われる投稿に対し、注意喚起・警告文とともに送信しております。真ん中の画像は、児童が買春の相手方や宿泊先等を求めていると思われる投稿に対し、注意喚起・警告文とともに送信しております。右の画像は、児童に対して児童ポルノ画像の送信を求めたり、買春を持ち掛けるなどする誘因者によるものと思われる投稿に対し、注意喚起・警告文とともに送信しております。ポスターの掲示先の御提案につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

正木構成員からいただいた質問4、街頭補導で被害児童である可能性のある児童を発見した場合の措置についてですが、その事案に応じて保護者への引き渡し、あるいは児童相談所への通告等を実施しております。また、補導した少年が家出少年であって、その背景に虐待であるとか、いじめなど何らかの被害に起因する場合には、本人に対する助言、指導等を継続的に実施する立ち直り支援や、児童相談所をはじめとした関係機関と連携した適切な保護、支援を図っているところでございます。

野坂構成員からいただいた質問10、警察相談に関するものですが、少年相談の種別、例えば不良行為、いじめ、家庭内暴力等の大枠は把握しておりますが、それぞれの相談に対する措置、どのように指導したかなど詳細な内容までは把握をしていないところでございます。また、相談対応につきましては、千差万別ですので、相談対応とその対応を典型的な形で示すという意味では、困難な面もあるのではないかと考えているところでございます。

正木構成員からいただいた質問11、相談体制を小学生にどう訴求するかについて、訴求対象を小学生に特化するものではございませんが、小学生を含む少年及び保護者が相談しやすい環境整備の一環として、全国警察にヤングテレホンコーナー、名称は都道府県によりいろいろ異なりますけれども、これを設置しております。同コーナーについては警察庁

のホームページ及び各種広報誌等に掲載するとともに、各都道府県警察を通じて教育機関等にも周知を図っているところでございます。

正木構成員からいただいた質問17及び18、被害児童保護を行う者の資質の向上として実施している聴取技法の普及や研修についてですが、こちらは都道府県警察において性的搾取事犯捜査に従事する警察職員や少年補導職員を対象に、部外講師による講義、演習訓練等により被害児童からの聴取技法の習得向上に努めているところでございます。

野坂構成員からいただいた質問20、SNSに起因する犯罪被害の実態調査の結果について、警察庁のホームページにおいて少年非行及びこどもの性被害の状況と題して公表しております。また、加害者が用いた手段については、調査結果に基づいて分析を行いまして、取締りや各種対策に活用しているところでございます。

正木構成員からいただいた質問21、進捗状況や結果の公表に関して、令和6年分は既に掲載済みでございまして、令和7年分についても年明け以降に取りまとめた上で公表させていただく予定になっています。

近藤構成員からいただいた質問22、買春・売春のやりとりが行われているSNS事業者等に対する働きかけについてですが、SNS上における児童の性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みに対し、都道府県警察において注意喚起、警告を実施するとともに、SNS事業者団体等との情報共有や事業者の自主的取組への支援を行っているところでございます。また、いわゆるマッチングアプリを含む出会い系サイト事業者に対し、被害児童の実態に関する情報提供を行うなどして、児童の性被害防止対策を推進しているところでございます。

近藤構成員からいただいた質問24、海外のサーバーに児童ポルノが保管されている場合の対策についてですけれども、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ画像を海外に所在するサーバーに保管していた者を児童ポルノ禁止法違反で検挙した事例もございまして、引き続き適切に対処してまいりたいと思います。

近藤構成員からいただいた質問27、12歳のタイ国籍少女がマッサージ店で違法に働かされていた事案に関しまして、同種事案の対策については、情報提供、あるいは被害申告を呼びかけるリーフレットを複数言語で作成する取組をしており、また、SNSの広告配信を活用した広報を行うほか、匿名によって犯罪に関する情報を受ける匿名通報ダイヤルというものによって情報収集を図りつつ、取締りを実施しているところでございます。

滝沢構成員からいただいた質問29、来日外国人に対する広報啓発についてですけれども、ウェブサイトにおいて英語により政府の取組や取締りに関する情報を掲載しております。○警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 私からは、その他の警察関連の質問についてお答え申し上げます。

質問番号6番と7番、ネット上の有害情報の削除対応についてのお尋ねにつきましては、令和6年中、削除依頼が274件ございまして、削除済みのものが260件となっております。警察に通報があっても、既に削除されているケースというものがございまして、こうした

ものは管理者には通報してございません。係るケースが、令和6年中ですと94件ございます。通報者の詳細でございますが、匿名の通報も許容しておりますところ、その詳細が不明であるというところで御容赦いただきたいと思っております。

質問番号8番と9番、統計値に関するお尋ねにつきましては、ともにインターネットホットラインセンターの取扱い件数となりますことから、同じ数値となっております。また、有害情報に関するINHOP E以外の通報先といたしましては、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会がありますが、同協会から事後にその対応の結果についてのフィードバックは、基本的には受けてございません。

質問番号12番でございます。被害届を受理されなかった犯罪被害者についても、早期援助団体につないでもらえるのかというお尋ねですが、被害者の要望、同意に基づきまして、警察から早期援助団体等への情報提供といった必要な連携を実施しております。

質問番号19番でございます。被害児童保護の取組についてのお尋ねにつきまして、警察においては、警察施設に限らず、学校、医療機関等の児童にとって負担の少ない場所を選びまして、遠方の場合などには送迎をするといった支援を行っているところでございます。また、聴取技術の向上、均一化を図るための教養も実施しておりまして、最近ではAIを活用した模擬聴取も導入しているところでございます。

○太田議長 多くの省庁からの説明がございますので、質問、御意見等については、後で一括してお伺いしたいと思っております。

続きまして法務省からお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 まず、10番が野坂先生からの被害児童からの相談件数についての御質問です。法テラスにおきましては、児童虐待の被害児童等に対する資力を問わない法律相談援助などを行っており、これらの利用件数の一部につきましては、法テラス白書において公開されております。例えば令和6年度においては、先ほど申し上げた法律相談援助、DV等被害者法律相談援助の援助件数につきましては、1,758件ございます。また、日本弁護士連合会から委託を受けて実施している子どもに対する法律援助の申込み受理件数は456件となっております。また、全国の法務局の相談窓口におきましては、虐待など様々な人権問題について相談を受け付けており、その中でも子どもをめぐる人権問題については、子どもが相談しやすいようフリーダイヤルの専用相談電話、子どもの人権110番を設置しており、令和6年にこちらに寄せられた相談件数は1万3,971件でございます。

11番、正木構成員からの小学生に対する相談窓口の訴求の工夫という御質問でございますが、全国の法務局におきましては、小学生をはじめとした子どもの利用が見込まれるLINEの活用ですとか、またはGIGAスクール構想による一人一台端末からのチャットによる人権相談の実施をしております。また、そのほか全国の小学校の全児童に子どもの人権SOSミニレターを配布するなどいたしまして、そういった様々な手段で相談を受け付けるという形で工夫をしているというところでございます。

14番では、正木構成員から、法テラスにおいて実施している日弁連委託援助事業に関する御質問をいただいております。先ほども触れましたけれども、法テラスでは未成年者に対する法的支援として、日弁連の委託援助事業である子どもに対する法律援助、これを行っております。また、このほか民事法律扶助による無料法律相談や民事裁判等手続に必要な弁護士費用等の立替え、代理援助ということですが、これらも行っているところでございます。他方で、未成年者が代理援助を利用した場合に、この必要になる弁護士費用を給付型とする、あるいは一律に立替金の償還を免除するといったことにつきましては、一般的に、当事者が負担すべき弁護士費用等を一律に国民全体で負担するということが合理的と言えるか、そういった観点などからの慎重かつ十分な検討が必要になると考えております。法務省としては、既存の取組の運用状況も十分に踏まえながら、法テラス、日弁連との間で引き続き必要な協議を進めてまいりたいと考えております。

19番、滝沢構成員からの御質問でございますが、被害児童の事情聴取ができる施設数ですとか設置基準、あるいは聴取の実施方法についての御質問をいただいております。この児童から聴取を行う施設につきましては、一律での設置基準といったものは設けられていないと承知しております。全国の地方検察庁の本庁が50ございます。それから、本庁の下に支部がございますが、支部のうち、裁判員裁判が実施される庁が10庁ございまして、これらにおきましては児童から事情聴取を行う環境を整えているという状況でございます。

また、事情聴取の実施方法についてですが、警察、検察庁、児童相談所等は犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行いまして、警察、検察庁、児童相談所の代表者が、児童が負担を感じにくい聴取の場所、回数方法等に配慮するなどした上で、いわゆる司法面接的手法を用いて聴取を行う取組を行っていると思っております。日本における代表的な司法面接的手法の特徴としましては、誘導質問の原則禁止、早期短時間の面接の実施、被聴取者に合わせた聴取の実施などがあると思っております。現在もこういった代表者聴取におきましては、これらを踏まえた手順ですとか聴取方法で行われていると承知しております。

26番におきまして、近藤構成員から被害者参加制度の対象追加について御指摘をいただいております。この被害者参加制度の関係につきましても、従来からこの会議でも御議論いただいているところでございます。被害者参加制度の趣旨としましては、様々な要素が考慮されておまして、現行法上は対象となる犯罪が、犯罪行為により人を死傷させた罪などの個人の尊厳の根幹をなすような人の生命、身体、あるいは自由を侵害する罪に限定された、そういう経緯があるところがございますけれども、他方で対象犯罪の拡大という点につきましては、この今進んでおります第5次計画案におきまして、3-24においてその要否、可否等について多角的検討を行うという旨の記載が盛り込まれているところがございますので、御指摘も含めまして、検討を行ってまいりたいと考えております。

○太田議長 続きまして文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 文部科学省児童生徒課の池田と

申します。

まず2ページになりますが、野坂構成員からいただきました相談窓口の実態について、文部科学省の取組としましては、24時間子供SOSダイヤルやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実を行っているところでございます。件数について、24時間子供SOSダイヤルにつきましては、約21万6,000件、スクールカウンセラーの相談件数については約417万件、スクールソーシャルワーカーの継続支援件数につきましては約31万2,000件となっているところでございます。

続きまして、11番、正木構成員からの御質問でございます。各学校、特に小学校において、どのような訴求するための工夫があるかといった御質問でございますが、各学校における1人1台の端末等を活用したり、あるいは周知カードを作成、配布したりして、24時間子供SOSダイヤルの周知を行っているところでございます。

13番、正木構成員からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修に関する御質問でございます。文部科学省としましては、生徒指導提要において性的被害者への対応やポイントなどを掲載しており、様々な機会を通じまして生徒指導提要の周知を図っているところでございます。加えて、各自治体におきましても、職能団体や関係機関等と連携して研修を行っているところでございます。

正木構成員から16番目の質問でございます。実際にどのような形で活用されているのかといったような御質問でございます。文部科学省としましては、例えば様々な機会を通じて、児童虐待における学校の役割等について周知することで、各自治体における研修の実施など、教職員への児童虐待への対応、その意識付けにつながっていると考えているところでございます。例えば具体的なものを挙げますと、ある自治体におきましては、そういった研修が生かされて、ネグレクト状態であることが分かった子について、その対応の支援につながったというふう聞いており、そのような形で、研修の成果が生かされていると考えているところでございます。

最後の4ページ、滝沢構成員からの御質問でございます。既に先ほどもお話がありましたけれども、文部科学省では、こどもたちを性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引きを作成しております。こちらは、幼児期から大学という形で広いレンジで行っているところでございます。引き続き全国での学校の取組を推進してまいりたいと思っております。性に関する指導につきましても、その着実な実施を図っていくといったところでございます。また、高等教育機関でございますが、文部科学省におきましては、大学等の教職員が集まる会議等におきまして、学生に対して性犯罪に関する啓発や性被害に遭った場合の相談窓口の周知等々を行うよう大学に要請をしているところでございます。

○太田議長 続きまして内閣府、お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 まず質問番号10、野坂構成員からの御質問でございます。窓口のすみ分け、あと件数を公開できないかということでございますが、

内閣府が関わっております相談窓口といたしましては、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、SNS相談のCureTimeというのがございます。ワンストップ支援センターは、都道府県等が設置しております相談窓口でございます、個々の性犯罪、性暴力被害者の置かれた状況に応じて医療的支援、法的支援、心理的支援等、総合的に提供し、必要に応じて他の専門機関による支援につないでおります。また、CureTimeは性暴力被害に関する幅広い相談をSNSで受け付けているものでございます。これらは、こどもの被害だけを対象としたものではございませんが、併せて年間約7万件程度の相談を受けているという現状でございます。

続きまして、質問番号11、正木構成員からの御質問でございます。特に小学生に訴求するための工夫ということでございますが、内閣府で実施しておりますワンストップ支援センターへの交付金を通じた支援といった取組として、小学生に特化した取組というわけではございませんが、SNSの活用など小学生を含む若年層が相談しやすい環境整備に向けて引き続き努めてまいります。そのほか4月に若年層の性暴力被害予防月間というのがございます、それを実施するなど、小学生を含む若年層の被害者がためらうことなく相談できるよう周知に取り組んでおります。

質問番号15、正木構成員からの御質問でございます。ワンストップ支援センターにおけるコーディネーターの配置状況ということですが、都道府県等が整備している相談窓口でございます、コーディネーターの数、常勤であるのか非常勤であるのかといった勤務形態、それらは各地域の実情によりまちまちということになっておりますが、およそ約8割のセンターで配置をされておまして、1人から5人の配置といったことでございます。

○太田議長 続きまして、総務省、お願いいたします。

○総務省大臣官房企画課長 資料の1ページ目の番号5番、正木構成員からの御質問、こちらは、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」、これらに関して事業者の採用状況はどうかという御質問でございます。そもそもこのガイドライン、あるいはモデル条項については、通信関係団体がまず策定をしているもので、関係団体においても、これは飽くまで参考として使ってくださいというもので設けているものでございます。各事業者においては、それぞれのサービス態様に応じてモデル条項等をアレンジして約款等に落とし込んでいるというようなものでございまして、このガイドライン、あるいはモデル条項そのものが、どれくらいの採用数があるのかということからはなかなか数字として取るのが難しいという状況でございます。

ただ、今回、事業者団体の事務局に、実際、アレンジして採用されているのかをお聞きしております。特に児童ポルノ等々に関しては、基本的に採用されているだろうというような回答を得ているところでございます。正確な数字がないということは申し訳ないところでございますが、文書の性質上、そういうような状況になっているという回答でございます。

○太田議長 続きまして、こども家庭庁、お願いいたします。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 野坂構成員からいただきました10番の相談の件数の御質問ですが、虐待を受けたと思われるこどもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告、相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル189を設置しております。令和6年度はこの189経由で児童相談所へ7万1,834件の相談がございました。

正木構成員からいただきました11番の質問、小学生に対する訴求でございます。毎年11月にオレンジボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施し、家庭や学校、地域など社会全体において児童虐待問題に対する関心と理解が深まるよう、児童虐待防止のための広報啓発活動に集中的に取り組んでおります。具体的には小学生を含む、各世代が親しみやすいポスターやリーフレットなどの広報物を作成・配布するとともに、各種イベントの実施などを通じて小学校年齢のこどもたちにも、その内容を分かりやすく伝えております。

滝沢構成員からいただきました司法面接関連の19番の御質問でございます。既に説明があったところでございますが、児童相談所において司法面接を行う場合、特段の設備基準等はございませんが、マイクやモニターなど必要な設備を購入するための支援を実施しております。また、面接に際しては、こどもの心理的負担を軽減するため、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進しており、予算事業としてこどもの心理的ケアに対する支援も行っております。なお、聴取の方法につきまして、全国統一の手法はございません。

近藤構成員からいただきました23番の御質問でございます。「きみまも」につきましては、様々な悩みを抱える青少年、若者を対象とした総合相談窓口として、東京都が設置しているものと承知をしておりますが、実績数等については把握しておりません。

なお、こども家庭庁におきましては、様々な悩みや困難を持つこども・若者への相談支援機能として、子ども若者育成支援推進法に基づき、子ども若者総合相談センターの全国的な設置や若者とつながり、伴走的なサポートを提供できる機能の充実を促進しております。

また、家庭に居場所がない若者が繁華街に集まり、犯罪に巻き込まれたり被害に遭ったりするような危険な事態が発生していることを踏まえ、このような若者がニーズに合わせ支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保できるように、令和6年度にこども若者シェルター相談支援事業を創設しております。

近藤構成員からいただきました25番の御質問でございます。親権停止等の審判の請求につきましては、親権者により重度の性的虐待が行われており、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合などに、児童相談所長が家庭裁判所に申し立てることができることになっておりまして、各児相において適切に判断しているものと考えております。

○太田議長 各府省庁からの説明は以上でございます。ここでの議題は、児童買春や児童ポルノの事案における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価についてでございます。その検証や評価を行うに当たりまして、これまでの各府省庁からの説明について何

か御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。では、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 私もたくさん質問させていただいて、いろいろなお答えをいただいて、皆様がとても熱心に取り組んでいることは分かりました。是非これ、効果が出るように成果を上げられるように引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

そこで1点だけ、児童ポルノなどを被害者参加の対象にしてほしいということを申し上げます。回答にあったように、これから多角的な検討が行われるのですが、やはり児童ポルノのことが軽く考えられているのではないかと思います。これは本当に著しく自由を侵害する大変重いことです。ただ、それをこどもたちが普通に学校の中で行ってしまうようなことになっている。これ、大人が、これはとても重い罪なのですよということを言っていないと、こどもには響かないと思うのです。

その辺を皆様はどう考えているのかということをお尋ねしたいです。また、この質問項目では出さなかったのですが、今、AIで実在の人物、児童の写真を送るということは罪になるというか、警察に取り合ってもらえるけれど、顔は実在、体は生成AIで作ったもの、あるいは全部生成AIとか、そういうのは相談に取り合ってもらえないみたいなのです。ですから、法改正も必要ですし、しっかり取り組んでいかなければならないと思うのです。皆様がこどもたちを絶対を守るのだという意識でやっていただかないと、法改正にも結びつきませんし、この児童ポルノがどれだけ大変な問題かということをお認識していただきたいと思います。その辺はいかがでしょう。

○太田議長 これは、こども家庭庁のほうから、お願いできますでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 児童ポルノが本当に大変な被害であることは十分認識しております。それから、こども性暴力防止法がちょうど来年の12月25日に施行でございます。これについて、今、ガイドラインを検討したり、あるいは周知に向けて動き出したりしているところですので、そのような取組も含めて性犯罪は絶対いけないものであるという気運は更に醸成していきたいと思っております。引き続きいろいろ御指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○太田議長 後半のディープフェイクポルノについてはいかがでしょう。

○警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長 先ほど御発言があった顔が実在のこどもで、体が作り物に関して相談も受けてもらえないというお話もいただいたところですが、先般、警察庁から公表したところによりますと、昨年、全国の都道府県警察でも110件、そういった類いの相談を受けておりまして、今年もおおむね少し増加しているような状況でございます。決して、顔が実在だけど体が偽物だから別にいいよねという話ではなくて、その内容によりまして、ケースとして多いのは名誉毀損であったり、あるいは中身によっては、わいせつ物の頒布、陳列みたいな形で、実際に犯罪に該当することによって検挙事例も出てございますので、そこはしっかり被害者のお気持ちに寄り添うことが重要だということについて、全国の都道府県警察に警察庁から指導しているところで

ございますので、しっかりこれからもやっていきたいと思っ

○近藤構成員 被害者の気持ちに寄り添うと言っても、こどもなんですよ。だから、寄り添うとか言っている場合ではなくて、加害者をどうにかしないといけない。これは被害者参加制度の対象となっている事件にも匹敵するものだとすることを私は申し上げたいですし、こどもたちにとっては、将来にわたって消えない大きな傷になってしまいます。皆様の認識、社会の認識は、加害者はやり直せるというところにあります。被害者はやり直せないのです。そこをしっかりと認識して取り組んでいただきたいと思っ

○太田議長 そういった御意見もあるということ踏まえて施策を展開していただければと思っ

和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 皆様方から様々な取組をお聞きいたしまして、随分進んできたなという実感が湧いているのですが、この犯罪被害者のこどもさんたち、なかなか大人に相談ができない状況だと思っ

広報関係で少し提案なのですが、ポスターが貼られているのは重々承知であるのですが、なかなか性犯罪被害者が、そのポスターの前に立っていろいろと、どこに相談したらいいのかと立ち止まって見るということではできていないと思っ

○太田議長 これは、いかがでしょうか。御意見ということだと思っ

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局からですが、広報啓発は先ほど回答申し上げたとおり、各府省庁でそれぞれ取り組んでいるところ踏まえて、一旦、和氣構成員からの御提案を持ち帰らせていただいて、各府省庁でどんな広報啓発、特にトイレという場面で何か活用できないか考えていくことよろしいでしょうか。

○太田議長 そうですね。広報というものは効果的にやらないと全く無意味なものになってしまう可能性もありますので、そういうことも踏まえて広報を展開していただければと思っ

正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 私は、11について追加して質問をさせていただきたいと思います。ただいま既存の取組の中で、小学生に訴求するように努力しているというような御回答があったかと思います。この児童ポルノ事犯等の現状という資料1-1を見てみますと、小学生の増加が著しい状況になっています。この対策というのは必要ではないでしょうか。非常に低年齢化しているところに懸念があります。そこで、各府省庁において、この現状を踏まえて、新たに小学生に対して何か対策をしなければならないと考えておられるのか、それから、対策の方向性について検討しているのか、それについてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○太田議長 これは関係府省庁、たくさんございますけれども、いかがでしょうか。内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、何かございますでしょうか。こども家庭庁、いかがですか。何かございますでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 性犯罪だけではないのですが、いろいろな悩みがあったときにこどもが相談しにくいという問題意識はすごく持っていまして、それに関して調査をしたり、いろいろな団体の方に聞いたり、こども自身に聞いたりというようなことをいたしました。そうしたら、こどもは、相談のときに電話だけではなくて、チャットとかあるいはオンラインとか、電話ではない相談方法がいいですとか、相談方法を幾つか用意してほしいなどのいろいろな要望がございました。これを受け、こども家庭庁では広報の取組や漫画を作るなどして、こどもがどういうふうに相談するのか、こどもの相談を聞いた大人がどのように対応をしなければいけないかということを知っているところです。性的な被害に限らず、こどもが相談しにくいという状況はいろいろな場面であるのではないかなと思って対策を講じようと思っているところです。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。

○太田議長 伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 2点ほど質問させていただきます。こども家庭庁から、最初に「子供の性被害防止プラン2022」を御説明いただきましたが、このプランは更新していくのでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） はい。そうです。

○伊藤先生 こども家庭庁さんの管轄だからこうなるのかなと思ったのですが、教育機関がすごく大事な役割を果たさなくてはいけないと思っています。学校の現場です。教員などがこういった性被害に対応できるのか、どのように対応すべきなのかといったことは、文部科学省の管轄になるので、プランに入れることができないということかと思って読んでおりました。6つの柱とおっしゃいましたが、少し物足りなさを感じましたので、それこそどういうプランでいらっしゃるのか、お聞きしたいと思いました。

2点目は、最後に御説明いただいた検証・評価について調査を実施したというところで、全国の児童自立支援施設を対象としたということなのですが、児童福祉施設はほかにも、児童養護施設とかあります。なぜ児童自立支援施設を対象を限定されたのか、その理由を

伺いたいと思いました。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 「子供の性被害防止プラン」ですが、犯罪対策閣僚会議の流れを汲んで、関係省庁の施策の取りまとめを引き継いだものでございまして、先ほどの御説明は概要を申し上げたので全てを網羅しきれなかったのですが、細かく中身を御覧いただくと、文部科学省の施策も入っております。もし補足があれば、文部科学省さんからお願いできればと思います。

それから、この資料1－5の調査でございますが、前回の検証のときに児童自立支援施設における検討をしたほうが良いというような御指摘をいただいたので調査したものでございます。調査結果はまだ詳細を公表していないので、細かく説明できなくて恐縮なのですが、このアンケート調査等を見ますと、児童自立支援施設には被害を受けた児童がすごく多いという状況でして、被害を入所前に申告できたこどもも、入所して職員と人間関係ができてから申告するこどももいて、どのようにして申告を促していくか、そして支援をしていくのかという、いろいろなものが凝縮されているということで、今回、対象とさせていただきます。

○太田議長 今の伊藤先生の最初の質問に関連してですが、こども家庭庁では、この「子供の性被害防止プラン2022」について、今後も何か定期的にやられていくのでしょうか。例えば新しく今度「プラン2026」にするとか、その点、今後の進め方を御説明いただけますでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 子供の性被害防止プランは、先ほど申し上げたように、犯罪対策閣僚会議の流れを汲むものでございまして、大体5年ごとに見直しを行っておりますため、今回の2022につきましてもいつということが決まっているわけではないのですが、次の見直しにおいては、今起きているような状況等も踏まえて、必要な見直しを行っていくものと考えております。

○太田議長 分かりました。

それでは、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 資料1－2の新規追加施策というところの最後に、「生命の安全教育をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切にすることを推進」と書いてあります。警察が主催している「命を大切に作る教室」では、遺族が出掛けて行っているのですが、この施策は命の大切さを学ぶ教室と同じようなものなのか、それとも性犯罪に特化したものなのか、どんな形でやられるのか教えていただきたいです。

○太田議長 文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 紛らわしくて大変恐縮なのですが、これにつきましては、性犯罪、性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないために幼児期から高等教育段階までについて、その発達の段階を踏まえた形で生命の尊さを学ぶ、あるいはプライベートゾーンとか、そういったことも学ぶといったようなものでございます。

○太田議長 武構成員、何かございますか。

○武構成員 それは学校の中でやるイメージなのでしょうか。それとも誰かが出掛けて行って教育をするというイメージですか。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 学校の中の授業の一環として行うようなイメージでございます。

○武構成員 ありがとうございます。私たち遺族そして、支援に携わるいろいろな人たちが命の大切さを学ぶ教室に出掛けているんですけども、そのときに子どもたちに話す機会が多いので、この性犯罪のことも少し加えないといけないかなと今思いました。私は、子どもたちが犯罪を起こさない、被害に遭わない、これ以上被害者にも加害者にもしないという思いでやっているんですけども、この今回の資料を見ると、本当に性犯罪って大変だなと思いましたし、こんなに多いということが分かりましたので、これからは、少しでも性犯罪に関することにも触れて話をしていきたいと思えます。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐 文部科学省から補足ですけれども、先ほどの生命の安全教育の関係で、学校で指導する際に参考にさせていただけるように、各教育段階、例えば幼稚園とか小学校、中学校、高校って、かなり教育段階を分けて実践事例といいますか、そういうのも文部科学省から情報提供して現場に周知していますが、そういうものも活用いただきながら、現場で指導をいただいているものと承知しております。

○太田議長 オンラインで御出席の先生方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ、私から2点ばかり簡単な質問でございます。こども家庭庁の「子供の性被害防止プラン2022」の中ですが、所管は法務省だと思いますので、法務省でもし状況が分かればお伺いしたいのですが、5番の最後に仮釈放中の性犯罪者に対してGPS機器の装着を義務付けることを検討するという事になっているんですけども、この検討状況はどうなっているのかということでございます。

2番目は、今朝、ニュースでかなり報道されておりましたけれども、免許が失効した教員のデータベースの件で、これを利用していない学校が非常に多い。しかも、利用登録さえしていない学校が多いということで、どうしてこういうことになっているのかということと、何か対策を検討するというようなニュースでしたが、何か検討されているのかということがもしあれば、文部科学省からお聞かせいただきたいと思えます。

では、まず、法務省から、最初のほう、からいかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 このGPSの義務付けについては検討中という状況でございますが、基本的になかなか義務付けまでいくのは難しいなという部分は前提としつつ、性犯罪者、元犯罪者といいますか、その性犯罪者自身の同意を得た上で、例えば誘惑の強そうなところに近づかないように自分でも取り組みたいといったケースについては、GPSの装着などをさせて、それを改善更生につなげるといった検討を進めているといったところであったかと承知しております。もしまた詳しくということであれば、御報告差し上げます。

○太田議長 ありがとうございます。もう始まってからかなりたっておりますので、何か進行状況があったら、お知らせいただければと思います。

では、文部科学省、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐 先ほど御質問いただいた件、今日の報道でも結構出ていましたけれども、前提として教員を採用するときに、過去、児童生徒への性暴力などで、教員免許の失効といった行政処分がなされていないかどうかを必ず確認するというような仕組みになっておりまして、それはデータベース化して現場に提供しているのですけれども、これは法律上の義務で採用するときに必ずやらなければいけないのですが、その利用状況を調査したところ、教育委員会、あと私立もあるので学校法人も含めですけれども、7割が正しく活用していなかった、チェックしていなかったということで、これは文部科学省としても大変遺憾に思っております。

これまでも正しく登録、活用するように周知していたところなのですが、こういう事態を受けまして、本日付けで、再度採用権者、都道府県教育委員会や、各学校法人になります。再度周知を徹底するとともに、より実効性のある改善方策と申しますか、そういうものも大臣から検討するように御指示を受けているところですので、加えて何ができるかというのを事務方としても早急に検討していきたいと思っております。例えば、データベースの使い方が使いにくいみたいなものが仮にあるとすれば、より分かりやすいマニュアルとか説明を動画でやってみるとか、そういうのも考えられるかなと思っております。ところなのですが、まずはやはり、義務であるということを知ってもらうということが第一だと思いますので、各採用権者に徹底していくということをまずはやっていきたいと、こういうことで今考えております。

○太田議長 ありがとうございます。校長に対しても、そういった研修なり、そういったものできちんと周知していく必要があると思っております。データベースを活用して採用時にチェックした結果、処分歴のある教員40名が教員採用に応募していたという報道がありました。かなりすり抜けてきている危険性もありますので、来年からDBSが始まれば、そこでカバーできる面もあるのかもしれませんが、免許状が失効しているのに、あえてそれをくぐり抜けて教員になろうとしている元性犯罪者が結構いるということは、かなり由々しき事態だと思っておりますので、そちらのシステムはシステムで詰めて、またDBSはDBSで進めていただければと思います。

それでは、時間の関係もございまして、特になければ、この児童買春・児童ポルノに関する政策評価については以上とさせていただきます。皆様から今いただいた御意見を踏まえ、事務局において取りまとめ案を作成し、次の1月26日の会議までの間に、構成員の皆様にもメールなどでお送りさせていただいて、またそれに対して御意見をいただくといった方法で調整をさせていただき、最終案を作りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の議題2、第5次犯罪被害者等基本計画（案）についての議論に移りたい

と思います。まずは参考指標の設定に関する議論を行いたいと思いますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは資料2を御覧いただきたいと思います。本資料は、その表題にもございますとおり、大項目のVとして第5次計画の一番後ろに組み込むことを想定しているものでございます。ここで、事務局で考えました指標の位置付けについて御説明をいたします。

第1次から第4次までの基本計画におきましては、このような指標を定めてはおりませんでした。この点、犯罪被害は、本来、それ自体あってはならないものでありますので、把握された数字の大小や増減、それ自体をもって成果として評価することが必ずしも適切ではないものが一般的ではないかと考えております。例えば相談件数が単純に増えればよい、あるいは減ればよいというものではないということが例として挙げられると思います。これに当てはまらないものとして、例えばコーディネーターの設置数など全くないわけではございませんが、それは少数にとどまるものと思われまます。

他方、犯罪被害者等施策については、個別施策の実施状況について、適時適切にフォローアップを行って、その動向を把握していくということが重要であり、その際の参考となる指標を設けることが肝要と考えられます。これらのことを勘案して、今回、第5次計画で指標を定めるに当たっては、全体を、施策の動向を把握するための参考指標として位置付けまして、各重点課題や個別施策に沿って幅広く指標を設定することといたしました。これに際しては、可能な限り数値の把握が可能な定量的なものを取り上げましたが、施策の中には調査を行うものや検討を行うものなど、定性的に御報告せざるを得ないものもございまして、そうしたものは定性的指標として取り上げることといたしました。これについては、資料2の中で下線を引かせていただいたものでございます。

○太田議長 ありがとうございます。今回から参考指標といったものを第5次計画の中に位置付けるということになっていますが、具体的な目標となる数値を設定したり、統計を載せるということではなく、今後の施策の推進の一参考指標という形で項目を挙げていくということによろしかったかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） おっしゃるとおりでございまして、基本的に先ほど申し上げたように何か成果指標として成果を求めるということには、施策自体があまりなじまないのではないかと考えて、このようにさせていただいております。

○太田議長 ですので、皆様から御意見を頂戴することがあるとすれば、こういうのも参考にしたほうがいいのかどうか、これは要らないのではないかとということをお伺いするのがよろしいかと思っておりますけれども、事前に御覧いただいているかと思っておりますので、何か参考指標としての御意見、ございましたらお願いいたします。

では、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 まず、1ページ目のイのところの損害賠償命令制度についてですけれども、

今後、損害賠償命令については改善の必要があるかと思しますので、やはりその参考にするために、ここでは異議申立ての件数とか、民事訴訟への移行の件数、そしてその民事訴訟の移行でも職権移行とか、それから、加害者の申立てによるもの、被害者の申立てによるもの、その内訳も指標として入れていただきたいと思います。

それから、次にその下、(2)の作業報奨金に関する部分ですけれども、やはり今後、作業報奨金が支払われたということについて、反省の基に支払っているのかどうかというようなども検討していく必要があるかと思しますので、作業報奨金を支払った方の再犯率といいますか、再犯の状況、そこもできれば入れていただきたいと思います。

それから、次のページ、2の(1)のオのところの見舞金の支給制度の導入数についてですが、見舞金のような普遍的な制度については格差がないということが必要だと思います。制度が導入されていても、金額には差が大きくありますので、ここでは金額も指標として入れていただきたいと思います。

それから、6ページの2(1)のところです。被害者の視点を取り入れた教育の開始人数と受講修了人数なのですが、これについては、被害者の視点を取り入れた教育をした結果、損害賠償につながった人がどれぐらいいるのか、教育を受けた人の再犯率がどれぐらいなのかということが分かるような指標も取り入れていただきたいと思います。

それから、次の心情伝達のところです。これにつきましても心情伝達をした結果、これがやはり反省とか、更生につながっているのかどうかということも必要になってこようかと思しますので、心情伝達された方がその後損害賠償を行ったかどうかというような指標や、心情伝達をされた方についての再犯の状況なども指標として入れていただきたいと思います。

それから、7ページの(4)のところです。このところも、専門的処遇プログラムを受けた人がどれだけ更生しているかということの指標にするために、損害賠償をどれだけ行ったのか、再犯の状況等は入れていただきたいと思います。

この更生についての指標を入れていただくのは、パブリックコメントでも、やはり施策の効果が上がっているのかどうかということをしっかり見てほしいというような意見があったかと思しますので、それを踏まえすと、更生の状況がどうなっているかということを検討するに当たって、損害賠償をどれだけしているのか、それから、再犯がどうなのかということは、必要なことだと思いますので、検討いただきたいと思います。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今、様々な項目を盛り込むべきではないかということで御意見をいただいております。今御指摘いただいた事項の中には、今、法務省として全然持っていないものもあり、今後新たにそういった数値を取った方がいいのかどうかを検討していくことになるような事項がかなり多いのかなと思っております。そういう意味で、持っている数字はできる限り参考指標としてお出しできるようにということで考えたわけですが、持っていない数字について何か出せるものはあるのか、具体的にど

ういうふうに出していくべきなのかというような検討をこの短い期間でどこまでできるのか、お時間をいただく必要もあるとも考えております。

また、どれだけ効果が出ているのかというところにつなげる観点で、因果関係が分かるような指標の設定が重要なのだという御指摘は理解できる場所ではあります。他方で、繰り返しとなりますが、そういった指標と数値、因果がつながるような数値としてどういったものであったらよいのかについては、こちらの方でもいろいろと考えるべき点があるとも思っております。例えば作業報奨金の関係で言えば、再犯率がどうなっているのかを見て作業報奨金の効果と見て本当にいいのかといったところなども当然出てくるかと思っておりますので、そういった辺りにも配慮は必要なのかなという気がしております。したがって、いただいたものについて、それを直ちにというふうには申し上げにくいので、一度持ち帰らせていただきたいと考えております。

○太田議長 法務省に付度して意見を言うわけではありませんが、御存知のように再犯率に関するデータというものがございません。唯一あるのは再入率でございますけれども、これとの関連を測るというのもかなり難しい問題もあるのかと思っております。ましてや賠償との関係はずっと追跡しなければいけないですが、日本では人権の観点から元受刑者の追跡調査は困難ですから、釈放後の状況まで含めて調査するとなると難しいのもあるのかなとお話を伺っていて思いました。可能な範囲でいろいろなことをやっていただければと思いますので、御検討いただければと思います。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤構成員 私から簡単にコメントをさせていただければと思います。

まず、参考指標について、掲げているものが非常に多いので、できれば、いわゆるアウトプットとアウトカムに分けたほうがいいかなと思います。アウトプットというのは、つまり、行政側が自分で対応できるものということになります。例えば相談体制の整備であるとか、人員の配置であるとか、条例の制定とか、こういったものはアウトプットになります。あるいは研修の実施であるとか、それに対して例えば相談に来た人の数とか、研修に参加した人の数とかとなると、これはアウトカムということになりますので、その辺り少し整理されたほうが、自分たちの取組が発現しやすい指標と、ある程度、実現するにはそれなりの時間がかかる指標というのがありますので、その辺りは少し整理された方がいいかと思いました。

それから、できるだけ定性的な指標を避けるという点であれば、例えば海外の調査研究であれば、調査研究をしたとか、しないとか、そこもちゃんと捉えるとか、あるいは年に1回必ず報告をするとか、それから何らかの検討状況であれば、検討するための会議体を設置しているかどうか、またその開催数であるとか、こういったものをできるだけ定量的な指標として補完するというのがあるといいかなと思います。とにかく指標の数が多いので、その分、そういった形で濃淡があるかと思いますので、そこは少し整理される方がいいかなと思いました。

あと、もう一つ申し上げますと、多少、ロジックモデルはあったほうがいいと思います。私、行政事業レビューを長くやっていますし、警察庁でも行政事業レビューをやられていますが、自分たちの政策が最終的にそのアウトカムにどうつながっていくのかという、ロジックツリーと呼びますが、そういったものを作っておくというのも今後の参考になるかと思いました。

○太田議長 それでは、田村先生、お願いいたします。

○田村構成員 指標につきましては、今ほど行政事業レビューの視点から御意見があったところなのですが、私は、どちらかというと被害者の方の支援というものについての効果というか、効率的に進められているかどうかという点の評価というものも今後進めていく必要があるのではないかと考えているところです。今お示しいただいた指標は、マクロ指標と言われる統計に基づくような全体指標というようにお聞きをしたのですが、マクロ指標だけではなくてミクロの指標というのも必要ではないか。つまり、客観指標だけではなくて、主観的と言えいいんですか、御本人様の認識だったり、理解だったりというようなものについても調査をする必要があるのではないかと考えております。

もちろん、犯罪被害者の御本人様だったり、支援者であったり、それから、支援組織であったりというようなところについても、今後に向けてということかとは思いますが、指標化をして、ある程度数値化をしながら、きっといろいろな施策を進める上での参考資料にする必要があるのではないかと思います。となれば、対象、標本についても全数ということばかりではなくて、サンプルを取りながら毎年行っていくのか、何年かに一度やるのかというのは、先ほど委員からの御意見もありましたように、全体のこういった指標化についても検討するための枠組みみたいなものを1つ固める必要があるのではないかと考えています。あと、定性的、定量的なデータも先ほど言及がございましたが、私どもも定性的なものも集めていけば、定量化できるものもあるし、それは定性のままやはり丁寧に酌み取って検討していく必要もあるというふうに、指標も分けていくことができるのではないのでしょうか。

○太田議長 ありがとうございます。 それでは、和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 正木構成員と少しかぶるところがあると思うのですが、私は平成17年から、栃木県内の刑務所や少年院の被害者の視点を取り入れた教育に携わっているのですが、矯正教育のときに集められる受刑者は、ほんの数名、10名弱の方々が年3、4回集まってくるだけなんです。そういう方に被害者の視点を取り入れた教育ということで、私の体験経験をお話しし、受刑者とやりとりをしているのですが、被害者からしますと、その教育に携わるのは非常に大変な労力が必要にもかかわらず、その達成感が得られていないのです。

それは数値が出てこないんですね。和氣さんに頼んだ結果、こういう再犯の数字が出てきましたよということが、私たち、欲しいんですね。それが今現在なくて、このまま矯正教育に携わらせていただいているのかどうかという判断で、今、おります。公表しなくて

もいいのですけれども、被害者の視点を取り入れた教育に携わっている人たちには、口頭でも結構ですから、その数字をお知らせしていただきたいと思っています。

○太田議長 これについて、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 おっしゃるように、なかなか達成感がないと続けていただくのは大変だろうというふうに私も拝察いたしますので、そこは大変重く受け止めなくてはならないと思っております。他方で、どういう形で数字が出せるのかというのは、先ほど太田先生もおっしゃっておられましたけれども、そういった数値をどう出したらいいのか、本当に一筋縄ではいかないと思っております。とはいえ、おっしゃったところは理解した上で、また対応は、検討させていただきたいと思っております。

○太田議長 それでは、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 私も正木構成員と同じところで、作業報奨金のことなのですが、これは矯正処遇にある対象者全員を対象にしているのかということをお聞きしたかったです。指標を測る分母をどこに置くかということが統計をとる上で結構大事なのではないかなと思います。そこが大事ですし、調査をしていただけるというのは、とてもありがたいのですが、本当にその結果が出た場合に、結果が出る前と出た後でどういうふうに施策が変わっていくのかということも、やっぱり初めのうちに目的意識を持って考えていただかないと、はい、結果が出ました、やっぱり払われていませんでした、みたいに終わるなら、せっかくの調査をする意味がないと思うので、その辺はお願いします。

それと、1の(3)、被害者参加制度のことなのですが、これも下線で定性的指標になっているのですが、多角的検討というのは、どんな体制や会議で、何度ぐらい行われるかということを質問したかったのですが、それは今質問するところではないのかもしれませんが。ただ、平成25年と26年に行われた平成16年の改正刑事訴訟法等に関する意見交換会、これは単に意見を交換したというそういうものであって、いいですよという人、悪いですよという人の意見交換の場であったと思います。これを今回はどういう結論に導いていくのか。指標についての報告をいただくとき、ただの報告にならないように、その会議体とかも目的をもって設置してもらって、何のための会議だったのか、ということにならないように目的を持った会議にさせていただきたいと思えます。

それと、6ページで被害者の視点を取り入れた教育のところ、被害者の視点を取り入れた教育の効果検証って、これも効果というのをどういうふうに測るかということをきちんと見据えて検証していただきたいと思えます。

それと8ページの重点課題4の支援のための体制整備で、全公立小中学校におけるスクールカウンセラー及び全中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置というのを調査することになっているのですが、スクールカウンセラーの配置率が分かって、それが高くても低くても、犯罪被害者等への支援について理解をしていただければ、被害者支援の立場からすると、不十分と思うので、その辺りは、配置率が分かった後で、どのように被害者支援を進めるのかということが大事で、そのところも考えていただきな

がら、調査していただきたいと思います。

○太田議長 警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） いろいろ御意見、ありがとうございました。指標を作成しました事務局としてお答えいたします。いろいろ大事な御指摘をいただいていると思います。飽くまで、冒頭申し上げたとおり、5次計画に従い施策を進めていくに当たり、皆様からまたこの先も継続してチェックをいただいでいくわけでございますので、そのチェックの際に有益となるであろう数値を御提供させていただくといったところでございます。施策がきちんと実効的に進んでいるのかどうかというのは、それを見ながらまたこれから先、検証評価を加えていただくということになっていくのかなと思いますので、計画実施前の段階から、あらゆることを先回りして指標を設定しきるとするのはなかなか難しいところもございます。

まずはこれをベースとしてスタートさせていただいて、その先施策について検証評価をいただく中で、こういうものも必要ではないか、こういうことができるのではないかと御指摘いただきつつ、進めていただくといいのかなというようにも思っているところでございます。いずれにしても、どこに皆様の御関心や力点があるのかということが、今よく分かりましたので、各府省庁のほうでもそれを踏まえて計画を実施させていただきたいと思う一方で、ものによっては取れる数値、取れない数値、いろいろとあると思いますので、今後の検証評価を進めていく中で御指摘いただくのがよいものもあるかなと思っております。

○太田議長 伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 御説明いただいて、ありがとうございます。実は拝見して、これで果たしていいのかなと思ってしまう。簡単に申し上げますと、この動向把握という言葉自体が、トレンド、流れを見てみるというような程度の指標になることで、疑問に思いました。結局、これは基本計画の進捗状況を把握して前に進めようとする指標にならなければいけないので、そういった意味の項目を書き出させていただきたい。結局、何を明らかにしたいのかが明確にならないところでデータ、数値だけ取っても意味がないのではないかとということです。

明らかにしたいことを明確にした上で、きちんとデータを取るとことです。そして、それを分析して改善につなげるという方向性が見える指標にさせていただきたいと思しました。全体によく考えて項目を選んでくださっているのですけれども、もう少し練ったほうがいいのかなと思うところが多いです。例えば1ページの1の(2)のイに保護観察が終了した者のうちの被害者に対する慰謝の措置に関する生活行動指針の設定がなされた件数とあるんです。これはおそらく、この慰謝の措置の中に被害弁償しなさいというものが入ってきているからこういう形にしたのだと思うんですけれども、生活行動指針自体は努力目標でしかなく、これが実行されたかが大事なので、設定された件数をとってもあまり意味がないのではないかと思います。現場の方に聞いても、やっぱりその設定件数

だけを取る意味が分からないのではないかということでした。

そういったものが結構見受けられて、例えばほかには、6ページの1の(5)(6)(7)も、認められた件数だけ、事例数だけ、人数だけ並べるよりもむしろ、認められなかった事由とかを知った方が今後の参考になっていくのではないかと思います。重点課題第3について言えば、心情等聴取・伝達制度は、刑務所と更生保護でも実施しているので、それをつなげた形での調査をした方が、当然、明確になるものが多いわけで、ばらばらにやっていたは物足りないという印象を持ちました。

そして、先ほど近藤構成員から指摘がありました。8ページの1の(6)、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置率はよく見かけるのですが、配置率にどのような意味があるのかなと思っています。年度ごとにだしてくださるのですが、被害者施策の場合、まさに先ほども御指摘いただいたように、こういう専門職の人がどれだけ被害者のことを理解して、被害の相談に当たっているのかを知りたい。ですので、その辺のことが出てこない物足りないなと思った次第です。少し大きな話になりますが、せっかく第5次計画にこういう形で新しく参考指標を入れるのであれば、何か漠然と動向把握するというのではなく、進捗状況を把握、分析して先につなげるものにするというような視点を持っていただきたいと思っています。

○太田議長 では、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 言い忘れたのですが、4ページの1の(4)ワンストップ支援センターにおける指標なのですけれども、これは連携の体制整備と子どもや若年者、男性等についてどんな取組を行っているかなのですが、これは指標の取り方を検討していただかないといけないと思います。単に連携のための体制整備をやっていますかというような取り方をし、単に他の機関を紹介するだけでも、はい、やっていますという答えが返ってきてしまうと、内容が不明確になってしまうと思うんです。連携でも、本当に実質的にやっているのと単に紹介しているだけでは内容が違ってきますので。それから、若年者や男性についても支援をしていますか、取組をしていますかというのも、自分のところではしていないけれども、紹介しているということで、やっているということで回答をしてしまうと、実態把握ができなくなってしまうので、このところ、指標の取り方を工夫していただきたいというのが1点でございます。

それから、8ページの1の(3)、ワンストップサービスについて指標を取ることなのですけれども、ワンストップ支援センターについても同様の指標を取った方がよろしいのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

今、伊藤先生、正木構成員から出ました御意見も含めて御検討いただければと思いますけれども、私が考えていることは、この参考指標を出し始めますと、この第5次計画における全ての施策についての数字が必要になってきてしまっていて、ある意味では犯罪被害者白書よりもさらに分厚いものばかりになってしまうおそれがあるので、そういった意味

では全部を書き切れないということがあることは承知しておく必要があります。それから、逆にこの参考指標に上がっていないからといって、何もしない、調査しないとか、データを出さないということでもないかと思しますので、先ほど伊藤先生がおっしゃっていたように、施策を効果的に検証する、検討する上で有効なものの特出しして明記していただくということであるので、これ以外はやらないということではありませんし、全ての項目を書き出すわけにもいきませんので、そういう中でまとめていただいたものだというふうに私は考えております。

ですので、初めての試みでございますので、今日出た御意見も参考にさせていただきながら、どういう形で参考指標をまとめるかということは、改めて事務局で検討いただきまして、それを踏まえまして最終的な1月の検討のときに改めて御議論させていただければと思っております。

○伊藤先生 おっしゃったとおりで、第5次計画でポイントになる施策に絞って、指標を定められたらいいのではないかと思います。それはきっと確実にあるはずで、それを載せることが、この第5次計画の意味でもあると思いました。

○太田議長 ありがとうございます。

○武構成員 すみません、1つお願いがあります。

○太田議長 はい。お願いいたします。

○武構成員 9ページの3の(2)です。預保納付金のことなのですがけれども、ここに自助グループの助成件数も入れていただきたいです。現状は自助グループへの助成金はほとんどないと思います。私たちの会も助成が終わりになり活動を縮小することになりました。自助グループは必要でとても大切な場所だと言われるのですがけれども資金がなければ続けることが難しくなっていきます。その数字が出ることによって苦勞が分かり問題点をはっきりしてくると思いますので、ここに件数を入れていただきたいです。

○太田議長 ありがとうございます。

金融庁の所管でございますけれども、そういった統計ができるのかどうかも含めまして、検討させていただければと思います。支援団体だけではなくて、自助グループも含めた助成件数の内訳を出してほしいという御意見だったかと思っております。

それでは、残りの時間でパブリックコメントの結果と計画案についての議論を行いたいと思います。まずは事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 資料3-1を御覧ください。パブリックコメントの結果を取りまとめたものでございます。その冒頭にもございますが、パブリックコメントでは計485件の御意見をいただいております。その中には、内容が重複するものもございますが、匿名による御意見もございまして、機械的にメール1通を1件としてカウントしているところでございます。1件の御意見の中には、複数の内容にわたる御意見が含まれることも多く、意見の重複もございました。そこで、内容に着目して計510項目に意見を整理、要約し直したところでございます。第4次計画と比較いたしますと、

御意見の件数は約1.5倍、意見の項目数では約2倍になっておりますので、関心の高まりがうかがわれます。

なお、この510項目のほかにも、例えば、性犯罪の厳罰化、犯罪対策の強化等について御意見をいただいておりますが、犯罪被害者等施策の枠組みで議論するにはそぐわないと思われましたので、それについては割愛させていただいております。

御意見に対しましては、この会議での議論に資するよう、また、今後の関係府省庁の施策に生かせるよう、1つ1つ丁寧に精査をして御意見に対する考え方を記載いたしております。事務局で見ましたところ、御意見のうちの約7割は、計画案に既に盛り込まれている施策の記載を求める御意見や、計画案に記載の施策の進め方に関する御意見であったように思います。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます。目次、重点課題ごとの意見の項目数などを御覧いただきながら、全体を概観いたしますと、まず基本方針に関する御意見が11件ございました。多くは本基本計画の射程となる犯罪被害者等の定義に関する御意見でございました。

次に、重点課題1に関する御意見は114件ございまして、計画記載の各制度の充実等を求める御意見のほか、警察庁、法務省の諸外国調査の進め方についての御意見もございました。重点課題2に関する御意見は95件ございまして、性犯罪等に関して、二次的被害を防止するための取組を進めてほしいなどの御意見を多く頂戴いたしました。重点課題3に関する御意見は80件ございまして、医療観察に関しては加害者処遇に携わっている方からの御意見もいただきました。重点課題4に関する御意見、こちらは159件でございまして、意見の項目数として最も多いところでございます。主に目立ったのは多機関ワンストップサービスの体制構築、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実、被害者手帳の取組、被害を潜在化させないための体制整備等の観点からの御意見をいただいたところです。重点課題5に関する御意見は42件でございまして、性に関することや犯罪防止に関することも含めて、学校における教育に関する御意見や社会全体への広報啓発活動に関する御意見をいただいたところです。推進体制に関する御意見は13件でありました。

これらを踏まえまして案文修正を行った部分でございしますが、資料3-3を御覧ください。この資料では、修正箇所を行った部分のみ抜粋しております。重立ったところでございますが、3枚おめくりいただいた21ページでございまして、雇用の安定に関しては、重点課題5において事業主も含めた社会全体の理解増進に取り組むことといたしておりますが、雇用の安定に関する施策として明確に位置付けるために、ここに施策を追加いたしました。

2枚おめくりいただいて28ページですが、ナスバについて関係機関等への周知に関する施策がないのではないかという御意見があったので、ここに施策を追加しております。

33ページですが、児童と並んで精神に障害を有する方に対する事情聴取において、配慮が必要ではないかとの御意見をいただきましたので、ここに施策を追加いたしております。

さらに2枚おめくりいただき、50ページですが、少年審判についても医療観察審判同様の傍聴制度の充実についての多角的検討、これを行うべきではないかとの御意見を頂戴し、ここに施策を追加しています。そのほか、パブリックコメントを踏まえ、背景事情に関する加筆や修正等を行っております。資料3-2は、これらを溶け込ませた全体版といった位置付けでございます。

○太田議長 パブリックコメントで非常に多くの御意見をいただいております。485件といたしますけれども、1件についても何十と書いてある方もいらっしゃるものですから、これをまとめる事務局は膨大な作業であり、夜を徹してやっていただいたかと思えます。本当にありがとうございます。非常に分かりやすい形で整理していただいているかと思えます。ただ、今説明がありましたとおり、多くの意見をいただいておりますが、この中には既に計画案の中に盛り込まれているものや、制度の運用をどうしたらいいかというようなものもかなり含まれておりますし、議論をした上で結論として計画案に盛り込まれているというのもありますので、それ点を踏まえていただいた上で、皆様から御意見を頂戴したいと思えます。資料3-3に見え消しで分かりやすく示していただいておりますので、これを参考にしながらパブリックコメントの意見を踏まえまして、この計画案文をどうしたらいいかということについて御意見があれば頂戴したいと思えますが、いかがでしょうか。

では、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 私からは2点、支援弁護士制度と医療観察について申し上げます。

支援弁護士制度については、パブリックコメントを見ていますと、やはり拡充をしてほしいというような意見がありました。そこで、私の案なのですが、63ページ、(18)のアのところなのですが、支援弁護士制度は今年から始まりまして、1年でかなりの事例が集積されると思えます。2年もたてばどんな運用がなされているか、そしてその問題点も明らかになってくると思うんです。そこで、運用の充実を図るというのは、そのとおりやっていただきたいのですが、やはりそれだけ事例が集積されたら、よりよい制度に向けて運用を見ながら拡充を求めるパブリックコメントが多いので、更なる拡充について検討するというような文言をここに付加していただけないかというのが1点です。

それからもう一つは、医療観察制度についてです。パブリックコメントを見ていましたら、審判について、傍聴だけではなくて、ある程度関与させてほしいというような意見があったかと思えます。そこで、案文についてなのですが、まず、45ページです。第2の具体的施策の前のところの2、3行目のところなのですが、そこで、「審判の傍聴制度の充実」の後に「関与の在り方」というのをに入れていただけないかということでございます。具体的施策では50ページの(22)なのですが、3-32の施策の下から2行目ぐらいの部分、「傍聴制度の充実」の後に「関与の在り方」という文言を入れていただきたいというのが私の意見でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

では、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 パブリックコメントが大変増えたということは、本当にありがたく思います。被害者支援、被害者問題に皆さんの関心が高くなったということで、本当に職員の皆様、委員の皆様の御尽力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

そして、質問させていただきたいのですけれども、資料3-1の4ページで立替え制度というのは、かなり多くの意見が寄せられていると思うのです。回答では、まず諸外国の制度調査を行おうとしているということが回答に書いてあります。海外の制度を調査すること自体はとても重要だと思っているのですけれども、その調査が国内における具体的な制度検討を留保する理由にならないように、調査の進め方や位置付けを明確にさせていただく必要があると考えます。そこで、海外調査はどのような体制で、どのような視点を重視して行われる予定なのか、現時点でのお考えをお聞かせください。予定されている国なども分かれば教えてください。

海外制度の調査に当たっては、被害者支援者、被害者支援の専門家などの関与ができるかということも重要だと考えています。新あすの会の前身であるあすの会では、被害者自身が海外を訪問して、現地の担当者に被害者の視点から質問を重ねることで、制度の理解が大きく深まった経験があります。視察に同行するかどうかに限らず、調査の企画段階で、論点整理の段階で被害者や支援者の意見を反映させることについて、どのようにお考えでしょうか。皆様の関心もとても高いと思いますので、是非お答えしていただきたいと思います。さらに、海外調査を行うに当たって、プロジェクトチームや検討体制に向けての予定があるのか、あるとすればどのような分野の専門家が関与するのかについても、可能な範囲で教えていただきたいと思います。調査には政府の機関だけでなく、被害者組織、被害者支援組織、弁護士会など制度の利用者も調査先に加えていただくことを希望します。

もう1件、医療観察事件についても多くの意見が寄せられています。パブリックコメント募集結果、57ページ、ナンバー285、医療観察事件の被害者の心情の伝達や対象者に対する情報提供についての意見では、「いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます」と回答しています。これ、計画案の施策3-47の指定入院医療機関の聞き取りは、あくまでも入院中の被害者等の心情等を対象者に伝えることが、対象者の治療や社会復帰に役立つかという観点から行うものであるとずっとおっしゃってきたのですけれども、ここで確認させてください。いただいた御意見を今後の参考とする回答は、今後とは、いつを指して、何の参考にするのでしょうか。

この方は医療観察事件の被害者の心情、伝達の対象者に対する情報提供は、入院中の場合こそ、実現可能性があるため、入院医療機関への調査実施について期待すると意見されているのです。ということは、今後ではなくて、入院中に被害者の心情伝達や対象者に関する情報提供が可能なのか、拡大についても、入院中に聞き取りをしてほしいとおっしゃっていると思うのです。この回答では、この方の趣旨から外れた回答になっていないでしょうか。病院での聞き取りに期待する方も多い中、被害者等への情報提供の範囲を拡大したり、被害者等の心情聴取、伝達制度を導入することが可能なのか。指定入院医療機関に

において、併せて聞き取りの実施をしていただきたいと思いますと思いますが、どのようなお考えでこの回答をなさったのか教えてください。

○太田議長 オンラインで出席されている滝沢構成員、お願いいたします。

○滝沢構成員 第5次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、実施されるとしますと、今年の5月16日に情報通信技術の発展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立して、今後施行され、刑事訴訟のIT化が進むこととなりますので、この点について基本計画案に盛り込む、ないしは第5次犯罪被害者等基本計画に基づく施策を実現するに当たって考慮しておく必要があると思います。

○太田議長 ありがとうございます。そのIT化との関係で、何か具体的に被害者との関連で御意見はございますでしょうか。

○滝沢構成員 例えば、被害者参加制度では、被害者参加人が法廷外の裁判所構内で、オンラインで出席ができるように法改正がなされております。また、その他、今後、IT化されていく個々の場面で犯罪被害者の権利利益との調整が必要となって場面も出てくるのではないかと思いますので、御検討していただけるとありがたいと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 パブコメを基に整理していただいて、ありがとうございました。恐らくパブコメを反映したものというのは、文言の修正とかが主で、大幅な修正や加筆はあまりなかったという印象を持っております。全体を見て感じたことは、医療観察については、今回、パブコメも多かったですが、計画案文自体にかなり踏み込んだ記述があるので、これが進展すると思います。

1つ、この計画案文全体を見た中で、私がどうしても気になっている点があるので、指摘させていただきます。計画案文は、既にほぼでき上がっておりますので、今更と言われるかもしれないのですが、もし御検討の余地があればということです。基本計画案の資料3-2の51ページ、被害者等通知制度の適切な運用というところです。問題点としては、現行の通知制度はやはり不備がいろいろあるということです。被害者からの要望に対応した制度になっていないばかりか、この制度を運用している担当者側も不十分さをずっと痛感しているという現状が、そのまま続いているというところで、やはり問題ではないかと思っています。

現在は、再被害防止措置として必要な場合は警察や検察から、相当と思われる被害者にはそれなりの情報が通知されるそうですが、ケース・バイ・ケースである点とか、本当に必要としている被害者のための措置とはなっていないのではないかということですそのほかにも、たとえ出所後の帰住予定地などが知らされたとしても、その裏付けを法務省が取っているわけではないので、なかなか不十分な情報だったりすることも多いということです。そして、51ページの項目では、案文が「引き続き適切に運用する」でとどまっております。これだと、この後、第5次基本計画が実施中の5年間、引き続き運用されるだけで、

中身の検討や改善は見込めないということになってしまいます。私としては、再被害を防止するために加害者の帰住先、それから、更生保護における具体的な処遇状況など、必要な情報を被害者に提供するということを検討していただきたい。

そして、これは被害者の情報へのアクセス権限、情報提供を受ける権利の保障につながりますし、被害回復に資する制度や内容になっていくものと思っております。加害者の個人情報保護との関連というのが常に問題になるわけですが、思い起こすと基本計画が最初にできた頃は、かなりの被害者の権利を守るということで検察も情報を提供しますという方向にぐっと流れていたのが、この個人情報保護という流れがどーっと押し寄せてきて、どんどん被害者の権利が小さくなっているというのが現状だと思います。例えば日本版D B Sの導入も決まっております、現在は社会の安全をどう優先させるかという流れです。その辺も加味しますと、通知制度の改善についてかなり検討できるのではないかと考えております。

検討していただくのであれば、この案文は「加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を適切に運用するため、個人情報保護の観点を踏まえた上で、多角的な検討を行う」といったような書き方が可能ではないかと思えます。私としては、更に進んで、「多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」まで入れればと思っているのですが、そこまで入れられないというのであれば、せめて「多角的な検討を行う」というところを入れていただければ、第5次基本計画の施行中に検討していただけるということになると思います。

○太田議長 武構成員、お願いいたします。

○武構成員 私も損害賠償金の立替払のことで1つお願いしたいと思えます。今回もこの文章を見ていると、すごく国は消極的だなと思えました。立替払制度のことを言ってきて、同じようなことをもう本当に20年以上、私にしてみれば、30年になりますが、ずっとこんなことを言われてきています。国は加害者からは回収できないから、これはできないのだというのが頭にまずあって、ここに書かれているように思うのですね。でも、私たち、加害者と直接関わっている人が多いのですが、被害者が動いて加害者に連絡して、それも何回も何回もすると払うわけです。何もしなければ払わない。でも、何かを行動を起こすと加害者も払うわけですね。だから、払わないと決めつけるのではなく、どうしたら払うか。個人でもやっていることなので、もっと積極的にここは立替払制度のことを考えていただきたいなと思えます。

これは犯罪被害者の人の被害回復、それに大きくつながります。今、私、たくさんの遺族の人を見ているんですが、命を削っているように見えるんですね。加害者と関わったり、加害者に督促を出したりすると、薬の量が増えたり、本当に病院に行く回数が増えたり、命を削っている人もいるように思うので、被害回復のためにもっと積極的に国がやってほしいと思えます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、全てのことに答えいただくのはかなり大変かと思いますが、法務省と警察庁、厚労省が入っていたかと思いますが、今この時点でコメントしていただけるところがあるとすればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 今、多々御指摘をいただいておりますので、これ、一度持ち帰らせていただきまして、また御説明を差し上げるという形にさせていただきたいと思います。これまでもいろいろ議論させていただいている項目も多いので、更にどこまでというところはあるかもしれませんが、いただいた御意見について、検討させていただきたいと思います。

その中で1つだけ、滝沢構成員からいただいたIT化関連の部分ですけれども、49ページの上から10行目辺りに触れられているかと思いますが。残りにつきましては、また検討して御報告差し上げたいと思います。

○太田議長 警察庁、先ほどの海外調査の件、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 海外調査の関係で御意見、御質問をいただきました。また、パブリックコメントからもたくさんの御意見をいただいたところでございます。現時点では、まだ予算も折衝中という段階でございます。今後、国会審議もあるという状況ですので、それも見ながらということになりますが、今後いろいろな御意見を承りながら、また具体的にどうするかという辺りについては検討をしていきたいと思っております。

○太田議長 医療観察について厚労省から何かございましたらお願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 パブリックコメントの285番の御意見に対する回答についての御意見だったと思っておりますけれども、こちら、いただいた御意見については、施策、資料3-2のP54にあります施策の3-47にあります入院医療機関への聞き取りの関係でありまして、これはまさにこれからやるという話でありますので、やる際に当たって今後の参考とさせていただくという趣旨ではあります。回答振りとして適切かどうか、分かりやすいかという点はあるかと思いますが、また事務局と御相談させていただければと思います。

○太田議長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。では、近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 今の御回答で、「今後」というのがやはり少し違うのです。この医療観察の聞き取りのときに病院でないとできないので、是非病院でやっていただきたいということをおっしゃっているのです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきますという、この人は期待しているのに、参考にはしていかないことになってしまうのです。やはりこれ、拡大を、意見聴取とか、心情等伝達というところの拡大をおっしゃっている。聞き取りは、ここしかないですよとおっしゃっている、是非それをやっていただきたいと私は思います。

○太田議長 それでは、ほかになければ本日はここまでとしたいと思います。よろしいで

しょうか。それでは、計画案文の見直し、修文につきましては、本日の議論を踏まえた対応を事務局をお願いしたいと存じます。

以上で本日の討議は終了となります。今後のスケジュール、それから、次回の会議について、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回の日程でございますが、1月26日の午後2時からを予定いたしております。今回は児童ポルノ等の検証・評価、それから、計画案文に関する御議論の最終回を予定しております。

○太田議長 それでは、本日の会議は以上とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。次回もよろしくをお願いいたします。